

応募資格・条件

(1) 応募者

① 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）であること（法人格の有無は問いません。）。個人での応募はできません。

② 応募者の制限

法人等又はその代表者が、次に該当する団体は、応募者となることができません。

また、応募者は、当該団体から直接又は間接に支援を受けることはできません。

なお、協定締結までの期間に、次の要件に該当となった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

ア 破産者で復権を得ない法人等

イ 国税又は地方税を滞納している法人等

ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定を取り消された法人等で、その取消の日から2年を経過しないもの

エ 市長、副市長若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定により設置する委員会の委員若しくは監査委員（以下これらを「市長等」という。）又は議員が、役員若しくはこれに準ずべき者又は支配人となっている法人等（市長等にあつては、東大和市が資本金、基本金その他これらに準ずべきものの2分の1以上出資している法人等を除く。）

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び東大和市暴力団排除条例（平成24年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている法人等

カ 役員又はこれに準ずべき者が次のいずれかに該当している法人等

（ア）破産者で復権を得ないもの

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（ウ）公務員であった者で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する団体

ク 応募書類提出時点において、東大和市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている団体

ケ 東大和市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている団体

コ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正又は更正手続きをしている法人

サ 指定管理者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体

③ グループ応募

単一の団体では業務が担えない場合には、適正に業務を遂行できる複数の団体とグループで応募することができます。

ア グループを構成する団体の数は2以上とし、その中から代表団体を定めてください（他の団体は構成団体とします）。

イ 代表団体、構成団体とも、上記（1）②の制限の対象となります。

ウ 代表団体は、業務の遂行に責任を持たなければなりません。

エ 申込書は、代表団体が提出してください。

（2）応募の条件

① 単独で応募した法人は、他のグループの応募の構成員となることはできません。

② 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。

③ グループの構成団体の変更は、教育委員会が特に理由があると認める場合以外は認めません。